

鹿角中央病院介護予防センター重要事項説明書

鹿角中央病院通所介護（デイサービス）

介護予防・日常生活支援総合事業・第一号事業

____様（以下ご利用者と記載）と、鹿角中央病院介護予防センターは、事業者がご利用者に対して行う、通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業サービスについて、次の通り契約致します。

第一条、事業目的について

鹿角中央病院介護予防センターでは、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の支援及び生活機能向上訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持向上を図れるようサービス提供致します。また社会参加を含め活動を通じた生きがいのある生活が保てるよう支援し、ご利用者はサービス事業所に対しそのサービスに対する対価として料金を支払いただきます。

第二条、契約期間について

- 1、この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までと致します。
- 2、契約満了日の2日前までに利用者から事業所に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものと致します。

第三条、個別サービス計画の作成変更・交付について

- 1、当事業者は、ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス支援計画」に沿って「通所介護計画」「予防通所介護計画」を作成致します。
- 2、事業者はこの「通所介護計画」及び「予防通所介護計画」の内容を生活・介護環境の確認も含め自宅訪問し、ご利用者及びご家族にご説明致します。
- 3、ご利用者は、いつでもサービス内容を変更する申し出が出来ます。また当事業所は担当の居宅介護支援事業所及び地域包括介護支援センター（又は担当介護支援専門員）に連絡するなど、必要な情報提供と変更における援助を行います。

第四条、サービスの提供場所

- 1、サービスの提供場所は、鹿角中央病院介護予防センター1フロア内となります。
通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業と併用活用)
住 所：鹿角市花輪字扇ノ間7番地1
電話番号：0186-31-0120 FAX：0186-31-0122
営業日：月曜日～日曜日（但し、年始は除く）

第五条、サービス提供内容の記録

- 1、当事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後においても、

5年間保管理致します。

- 2、事業者の営業時間内にその事業所にて、ご利用者及びそのご家族の求めがあれば、当該利用者に関するサービス提供記録、事業計画の開示または実施記録を閲覧できます。
- 3、ご利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第六条、料金について

- 1、ご利用者は、介護保険制度に基づく利用料の自己負担分と要した費用の合計額をお支払いただきます。
- 2、当事業者は、ご利用者からの利用料金の支払いを受けた時はご利用者に対して領収書を発行致します。

第七条、サービス利用の中止について

- 1、ご利用者は、事業者に対してサービス利用日の変更及び中止を連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2、ご利用者の体調不良等の理由によりサービスの提供が困難と判断した場合、当事業所はかかりつけの医療機関等との協議のうえ、サービスを中止することがあります。
- 3、かかりつけ医療機関への救急搬送が必要な場合、ご家族及び緊急連絡先への連絡調整など迅速に対応致します。

第八条、料金の変更について

- 1、事業所はご利用者に対して1ヶ月前に文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。
- 2、ご利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書別紙を作成し、再度契約を取り交します。
- 3、ご利用者が料金の変更を承諾しない場合、当事業者はご利用者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第九条、契約の終了について

- 1、ご利用者は事業所に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、ご利用者の病変・急な入院などやむをえない事情がある場合、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。
- 2、当事業者はやむをえない事情がある場合、ご利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

次の事由に該当した場合は、ご利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

(事業所の解約権)

次の事由に該当した場合は、当事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① ご利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上に遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
- ② ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合または、ご利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ③ ご利用者またはその家族が事業所や他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

(契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了致します。

- ① ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② ご利用者の要介護認定支援区分が自立と判定された場合
- ③ ご利用者が死亡した場合
- ④ 利用者から契約更新しない旨の申し出及び解約の意思表示がなされない場合

第十条、個人情報の使用と秘密保持について

- 1、事業者及び事業者の使用する者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続致します。
- 2、当事業所は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等においてご利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3、当事業所は、利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、当該利用のご家族の個人情報を用いませぬ。
- 4、当事業所は事業所の従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者及びそのご家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 5、個人情報のメディア利用目的について、法人健康だより、定期デイセンター広報誌、個人の写真掲載について (同意します ・ 同意しませぬ)

第十一条、相談・苦情対応について

- 1、当事業所はご利用者からの相談・苦情に対応する常設窓口を設置し、サービス提供に関するご利用者及びご家族からの要望・苦情等に迅速に対応し、サービス提供における質の向上及び改善に努めます。

常設相談窓口 介護予防センター長 三浦 則久

生活相談員 阿部 知恵 奈良 幸子
金澤 祐唯

電 話 0186-31-0120 (午前7時30分～午後5時30分)

FAX 0186-31-0122

- 2、当事業所以外に市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

1. 鹿角市福祉事務所 介護保険担当 電話 0186-30-0237
2. 秋田県国民健康保険団体連合会介護保険担当 電話 018-862-3850
3. 小坂町町民福祉・生活環境課 電話 0186-29-2400

第十二条、緊急時の対応について

- 1、当事業者は、現にデイサービスの提供を行っている時に、ご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は家族または緊急連絡先へ連絡すると共に、速やかに主治医等に連絡調整をする等必要な措置を講じます。
- 2、当事業所は担当する居宅介護事業所及び地域包括介護支援センター（担当介護支援専門員）にも速やかに情報提供し、今後のサービス調整に関してサポートを致します。

第十三条、地域連携について

- 1、当事業者は、サービスの提供にあたり各居宅介護支援事業所及び地域包括介護支援センター、そして保健・医療・福祉サービスを提供する事業所と連携を図り総合的なサービス提供に努めます。
- 2、サービス提供においてその地域と地域住民との関りを密にし、地域行事や防災に関しても連携を図っていきます。

第十四条、業務継続計画の策定等について

- 1、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第十五条、賠償責任について

- 1、事業所は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき理由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を速やかに賠償致します。
- 2、ご利用者及びそのご家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額する場合があります。

第十六条、高齢者虐待防止について

- 1、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

虐待防止に関する担当者	(職・氏名) センター長 三浦 則久
-------------	--------------------

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第十七条、身体拘束について

- 1、 本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場 合を除き、身体拘束等を行いません。
- 2、 やむを得ず身体拘束を行う場合は、「同意書」により本人及び保証人の同 意を得て行い、対応方法、時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録します。

第十八条、本契約に定めない事項について

- 1、 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものと致します。
- 2、 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第十九条、裁判管轄について

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第二〇条、その他

- ①重要事項説明書は2通準備し、1通はご本人及びご家族、そしてもう1通はサービス事業所が保有し管理する。
- ②定期的な介護更新にあたり、要介護状態から日常生活支援総合事業対象への移行等変化が生じた場合、お互いが保管している重要事項説明書の内容を再確認し、変更がなければ契約を継続とする。

《重要事項説明同意書》

契約締結日 令和 年 月 日

説明者氏名 _____

契約者

< 住 所 > 鹿角市花輪字扇の間7番地1

< 代表者氏名 > 医療法人恵愛会
鹿角中央病院介護予防センター

開設者 高 橋 正 芳 ⑩

(ご利用者)

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

(署名代理人・代行者)

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

※ 署名代理人・代行者は、利用申し込み者の判断能力に障害がみられる場合は、ご家族・成年後見人・第三者立会人と致します。

付則

この規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。